

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		老人憩いの家の利用（変更）許可
根拠条例・規則等名		さいたま市老人憩いの家条例
条 項		第7条、第8条
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 高齢福祉課（電話：048-829-1259）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する60歳以上の者により構成される団体及び、市長が適当と認めた団体等が憩いの家を利用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 ・市長は、前項の許可をする場合において、憩いの家の管理上必要な条件を付することができる。
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	即日対応
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		